

障害福祉サービス等利用の手引き



宝塚市 健康福祉部 障害福祉課

Ver.1 (2026年4月版)

目次

1) 障害福祉サービス等とは.....	1
2) サービスの種類	2
サービスの一覧	2
3) 地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援）について.....	4
(1) 移動支援	4
(2) 日中一時支援	4
(3) 費用について	4
4) サービスを利用できる人（対象者）	5
(1) 障害福祉サービスを利用する場合.....	5
(2) 障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）を利用する場合.....	5
5) サービス利用までの流れ（はじめての人）	6
(1) 18歳以上の障害者（介護給付を利用する場合）	6
(2) 18歳以上の障害者（訓練等給付を利用する場合）	8
(3) 18歳未満の障害児（障害児通所を利用する場合）	10
6) 利用する事業所について.....	12
7) 障害支援区分について.....	12
8) サービスの利用料金について（お金のしくみ）	13
(1) 代理受領について.....	13
(2) 自己負担上限月額について.....	14
9) 就労系の支援について.....	16
一般就労（障害者雇用を含む）を目指す人の支援.....	16
10) 相談窓口	17

この手引きは、主に障害福祉サービスをはじめて利用する人向けに作成したものです。
できるだけ説明を分かりやすくするために、一部の用語について、正式な法令用語ではなく通称や略称を使用している部分があります。

宝塚市では、法令用語の「障害」以外は、「障碍」と表記しています。

1) 障害福祉サービス等とは

国の法律で定められた、公共のサービスです。ヘルパーや作業所など、障碍のある人や子どもの日常生活の質を高めるための支援をします。

サービスを利用するには、市役所が発行する福祉サービスの受給者証が必要です。

利用した量に応じて費用が発生しますが、そのうち原則9割を行政（市や国・県）が負担し、1割が自己負担となります。（P.13 参照）

☆こんなサービスがあります☆

ヘルパーによる
身の回りの介助



就労系の作業所での
福祉的就労



障害者支援施設やグループ
ホームへの入所



放課後等デイサービスや
児童発達支援での療育



2) サービスの種類

◎障害福祉サービス

- └介護給付：ヘルパーやショートステイ、生活介護など、主に身の回りの介護を提供するサービス
- └訓練等給付：就労系の作業所やグループホームなど、自立生活のための訓練等を提供するサービス

◎相談支援

- └計画相談支援：サービスを利用するための計画作成やその他生活の相談
- └地域相談支援：地域移行や地域定着など、地域での生活基盤を作るための相談

◎障害児通所支援等：放課後等デイサービスや児童発達支援など、障害児の発達支援に関するサービス

サービスの一覧

(●：介護給付、▲：訓練等給付、◆：相談支援、★：障害児通所支援等)

訪問系（ヘルパー）のサービス

サービス	内 容	者	児	区分
●居宅介護	ヘルパーが自宅に訪問し、生活に関する必要な介助や相談を行います。 身体介護：入浴や排せつ、食事などの介護 家事援助：調理、洗濯及び掃除など、日常の家事の支援 通院等介助：主に病院への往復の支援	○	○	1以上
●重度訪問介護	重度の障害者で常に介護の必要がある人に、自宅での入浴や排せつ、食事の介助や、外出の支援などを行います。	○		4以上
●同行援護	視覚障害のある人に、外出時の介助など必要な支援を行います。	○	○	不要
●行動援護	行動上著しい障害のある知的・精神障害の人に、行動上の危険回避のための支援や、外出などの支援を行います。	○	○	3以上

生活の場所に関するサービス

サービス	内 容	者	児	区分
●短期入所 (ショートステイ)	介護者の休息などを目的として、短期間の宿泊や入所による入浴や排せつ、食事の介助を行います。	○	○	1以上
●療養介護	医療的ケアが必要な人に、病院などの医療機関などに入所し、医療による看護と、福祉による日常生活の支援を行います。	○		5以上
●施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、主に夜間や休日の入浴や排せつ、食事の介助を行います。	○		4以上
▲共同生活援助 (グループホーム)	アパートや戸建てなど、共同生活を行う住居を提供し、日常生活に必要な相談や家事の援助、介護を行います。	○		不要

日中の活動に関するサービス

サービス	内 容	者	児	区分
●生活介護	常に介護が必要な人に、日中の入浴や排せつ、食事の介助を行い、創作的活動・生産活動の場を提供します。	○		3以上
▲自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、理学療法や作業療法などによる身体機能の訓練を、一定期間行います。	○		不要
▲自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、入浴や排せつ、食事など生活に関する訓練を、一定期間行います。	○		不要
▲就労移行支援	一般企業等での就労を目指す人に、一定期間、就労に必要な知識の習得や能力の向上に必要な訓練を行います。	○		不要
▲就労継続支援 A型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結んで、就労の機会や場を提供するとともに、就労に必要な知識の習得や能力の向上に必要な訓練を行います。	○		不要
▲就労継続支援 B型	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約を結ばず、軽作業などの就労の機会や場を提供するとともに、就労に必要な知識の習得や能力の向上に必要な訓練を行います。	○		不要
▲就労選択支援	就労先や働き方について、より良い選択をするために、短期間の作業訓練などを通して、本人の就労能力や適性の評価・調整を行います。	○		不要

相談系のサービス

サービス	内 容	者	児	区分
▲自立生活援助	現在一人暮らし、又はそれと同等の状態にある障害者に対して、支援者の訪問等による相談や助言などの支援を、一定期間行います。	○		不要
▲就労定着支援	日中の活動に関するサービスから一般就労につながった人に、自宅や企業へ訪問し、就労を継続するための相談や助言を行います。	○		不要
◆計画相談支援 ★障害児相談支援	利用者の生活の課題やニーズを聞き取り、サービスを利用するための計画作成の支援を行います。	○	○	不要
◆地域移行支援	施設入所や長期入院をしている人が、地域生活へ移行する際の住居確保などの相談支援を、一定期間行います。	○		不要
◆地域定着支援	現に一人暮らし、又は同等の状態にある障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、電話相談や緊急訪問による相談・助言などを行います。	○		不要

障害児の支援に関するサービス

サービス	内 容	者	児	区分
★児童発達支援	主に未就学の発達に課題のある児童に、日常生活における基本的な動作指導、集団生活への適応訓練などの療育支援を行います。		○	不要
★放課後等デイサービス	小学生から高校生までの発達に課題のある児童に、授業の終了後や休日に、生活能力向上のための訓練や、社会との交流促進などの療育支援を行います。		○	不要
★居宅訪問型 児童発達支援	医療的ケアが必要など重度の障害があり外出が困難な児童に、支援員が自宅へ訪問して児童発達支援のサービスを提供します。		○	不要
★保育所等訪問支援	専門性を持った支援員が、発達に課題のある児童が通う保育所や小学校を訪問し、環境調整や助言など、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。		○	不要

※サービスの詳細や支給決定基準については「宝塚市障害福祉サービス等支給決定基準（ガイドライン）」をご覧ください。

3) 地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援）について

移動支援や日中一時支援は地域生活支援事業の一つで、障害福祉サービスに似た制度ですが、詳しい内容やルールは、市町村によって異なります。

利用するには、障害者手帳の取得が必要です。

障害福祉サービス等も利用する人は、計画相談が作成する計画に組み込むことで申請できます。移動支援や日中一時支援のみ利用する人は、計画作成の必要はなく、市役所との手続きのみ必要です。

(1) 移動支援

屋外での移動に著しい制限のある全身性身体障害者や、一人での外出が困難である知的・精神障害者の外出のための支援を行います。

※障害児は原則中学生以上が対象です。

※通勤や通学、事業所への送迎など、通年かつ長期に渡る外出には利用できません。

(2) 日中一時支援

普段障害のある人の介護をしている家族の休息や就労支援を目的として、障害のある人が日中一時的に過ごせる場所を提供します。

(3) 費用について

どちらも障害福祉サービス等と概ね同じ仕組みです。具体的な費用は市町村ごとに異なります。

4) サービスを利用できる人 (対象者)

(1) 障害福祉サービスを利用する場合

① 身体障害者

身体障害者手帳を持っている人

※手帳が発行されている必要があります。診断書があるだけでは対象となりません。

② 知的障害者

療育手帳を持っている人

③ 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳を持っている人

自立支援医療（精神通院）の受給者証を持っている人

精神障害があることが分かる診断書がある人（診断名や ICD-10 コードの記載が必要）

精神障害を理由とした障害年金や特別障害者給付金を受給している人

④ 指定難病患者

障害者総合支援法の対象と定められた難病患者で、指定難病医療受給者証などを持っている人

※その他、ご希望するサービスの種類によって、個別の要件があります。

※65歳以上の人は、原則介護保険制度が優先です。

(2) 障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）を利用する場合

上記①～③に当てはまる原則 18 歳未満の児童

④ 医師意見書がある児童

障害者手帳等を未取得の場合でも、医師意見書があればサービスの利用対象者とみなします。

※検査の記録や、医師同士の紹介文・情報提供資料では認められません。

ポイント) 特に指定の書式はありませんが、下記のような内容の記載が必要です。

1 子どもの診断や特性について記載があること。

例) 「自閉症スペクトラム障害の診断がある。」「ADHDの特性がある。」

「広範性発達障害の疑いがある。」

など

2 療育の必要性について医師の所見が書いてあること。

例) 「療育を受ける必要がある。」「療育を受けることが適当である。」

など

※必ずしも診断名を必要とはしませんが、できるだけ詳細なものが望ましいです。

※発達検査は必須ではないですが、検査結果も踏まえた診断であることが望ましいです。

※市への提出は写しでも可能ですが、概ね 1 年以上前に取得したものは情報が古いため不可とします。

※意見書をサービス利用の根拠とする場合は、一定の期間毎に新しい意見書の提出が必要です。

5) サービス利用までの流れ (はじめての人)

(1) 18歳以上の障害者 (介護給付を利用する場合)

①市役所での受付

サービス利用の意向や希望を聞き取り、サービスの利用対象かどうかについて確認します。
※本人のほか、家族、サービス提供事業者、相談支援事業者、病院などからでも可能です。
※来庁または電話どちらでも可能です。

②相談

計画相談支援事業所に計画作成の依頼をしてください。
例)「〇〇(サービス名)を利用したいため、新規で計画の作成をお願いしたい。」

※計画相談の事業所は、基本的にどこを選んでも可能です。

③障害支援区分の認定 (※詳細は P. 12 参照)

本人の生活状況などの把握のため、市の担当との面談があります。
障害支援区分の認定には、(1)80項目の認定調査、(2)(区分認定用の)医師意見書が必要です。
2つが揃ったら、一次判定(コンピューター判定)、二次判定(審査会)を経て区分が認定されます。

④書類の提出

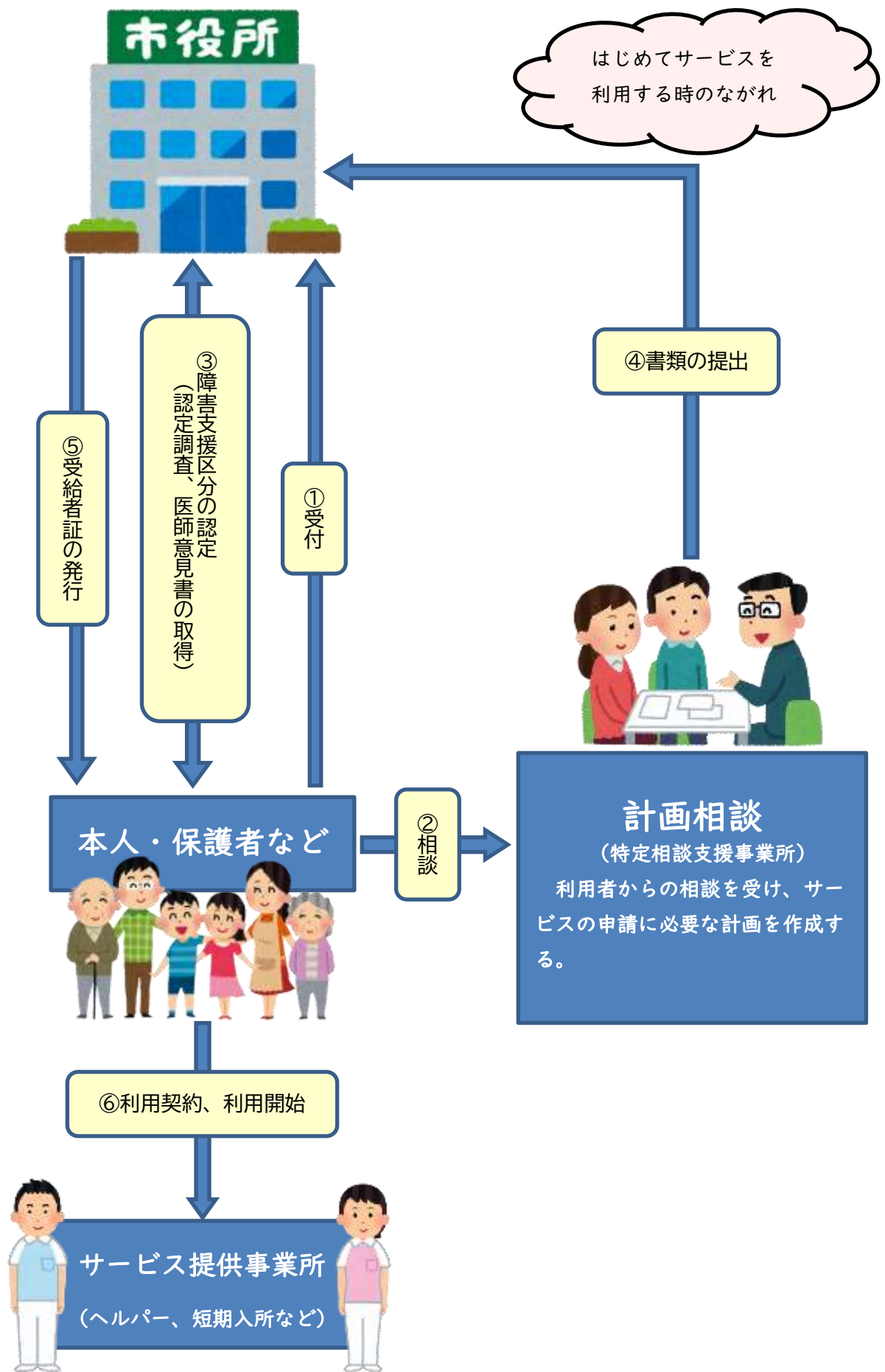
利用者が同意の署名をした申請書や計画などの書類を、計画相談事業所から市に提出します。
※意見書や証明書など、個別に必要な書類も計画相談の事業所に渡してください。

⑤受給者証の発行

面談等も済み、申請書や計画、その他必要な書類が市に届いたら、受給者証の発行をします。
※発行には概ね2週間ほどかかります。
※有効期限は利用するサービスによりますが、基本は1年ごとの更新です。

⑥利用契約、利用開始

市から受給者証が届いたら、サービス提供事業所に提示し、利用契約をしてください。



(2) 18歳以上の障害者（訓練等給付を利用する場合）

①市役所での受付

サービス利用の意向や希望を聞き取り、サービスの利用対象かどうか確認します。
※本人のほか、家族、サービス提供事業者、相談支援事業者、病院などからでも可能です。
※来庁または電話どちらでも可能です。



②相談

計画相談支援事業所に計画作成の依頼をしてください。
例)「〇〇（サービス名）を利用したいため、新規で計画の作成をお願いしたい。」

※計画相談の事業所は、基本的にどこを選んでも可能です。



③面談調査

本人の生活状況などの把握のため、市の担当者との面談があります。
※①の時に来庁いただいている方は、その場で済ませることが可能です。



④書類の提出

利用者が同意の署名をした申請書や計画などの書類を、計画相談事業所から市に提出します。
※意見書や証明書など、個別に必要な書類も計画相談の事業所に渡してください。



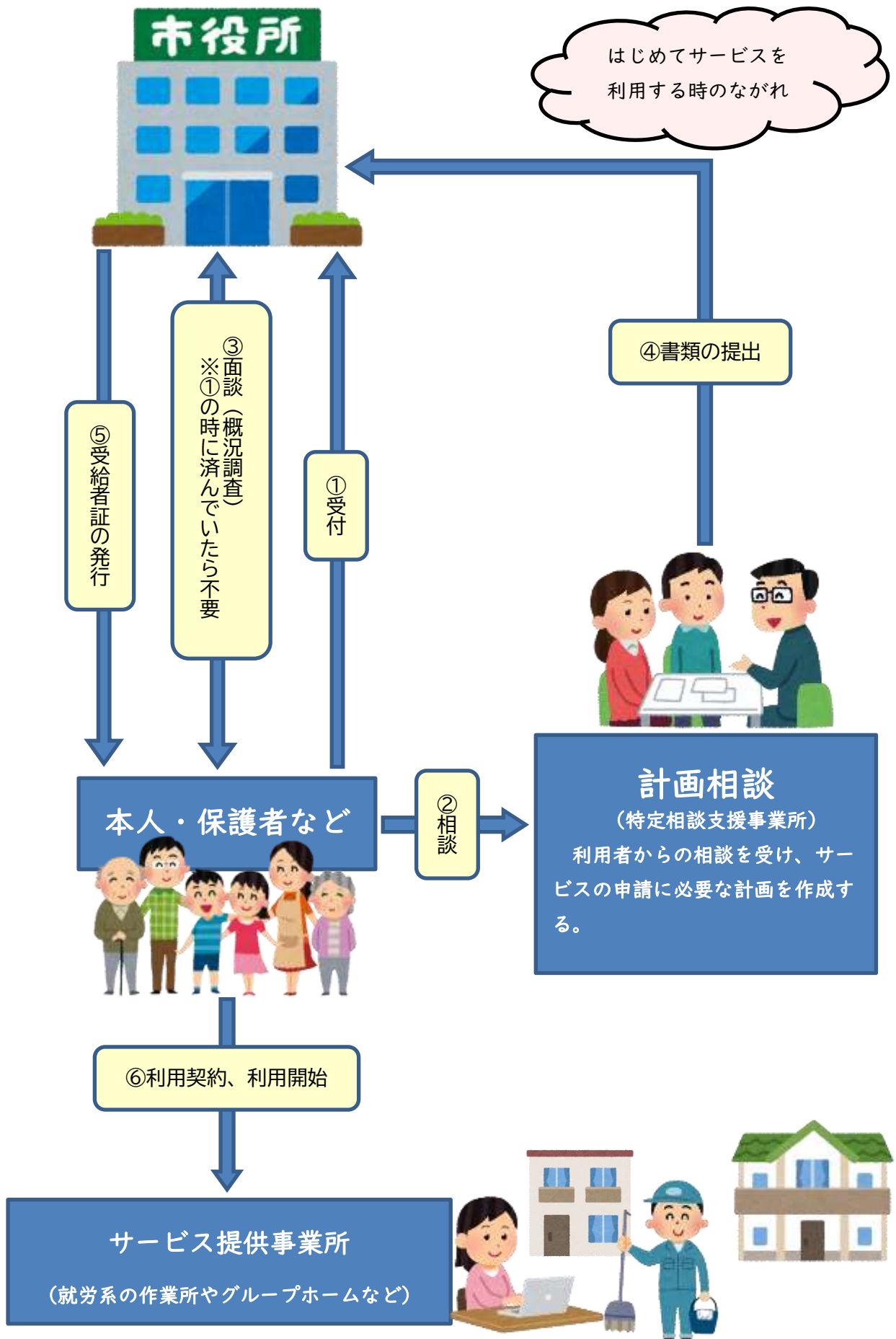
⑤受給者証の発行

面談も済み、申請書や計画、その他必要な書類が市に届いたら、受給者証の発行をします。
※発行には概ね2週間ほどかかります。
※有効期限は利用するサービスによりますが、基本は1年ごとの更新です。



⑥利用契約、利用開始

市から受給者証が届いたら、サービス提供事業所に提示し、利用契約をしてください。



(3) 18歳未満の障害児（障害児通所を利用する場合）

①市役所での受付

サービス利用の意向や希望を聞き取り、サービスの利用対象かどうか確認します。
※本人のほか、家族、サービス提供事業者、相談支援事業者、病院などからでも可能です。
※来庁または電話どちらでも可能です。



②相談

計画相談支援事業所に計画作成の依頼をしてください。
例)「〇〇（サービス名）を利用したいため、新規で計画の作成をお願いしたい。」

※計画相談の事業所は、基本的にどこを選んでも可能です。



③書類の提出

利用者が同意の署名をした申請書や計画などの書類を、計画相談事業所から市に提出します。
※意見書や証明書など、個別に必要な書類も計画相談の事業所に渡してください。
※児童通所のための意見書は、原本でなく写しても可能です。



④市との電話聞き取り

本人の生活状況の把握や加算付与の判断のため、市との電話聞き取りが必要です。
計画相談との面談（計画作成）が終わったら、市へ「新規利用時の聞き取りで」とお電話ください。



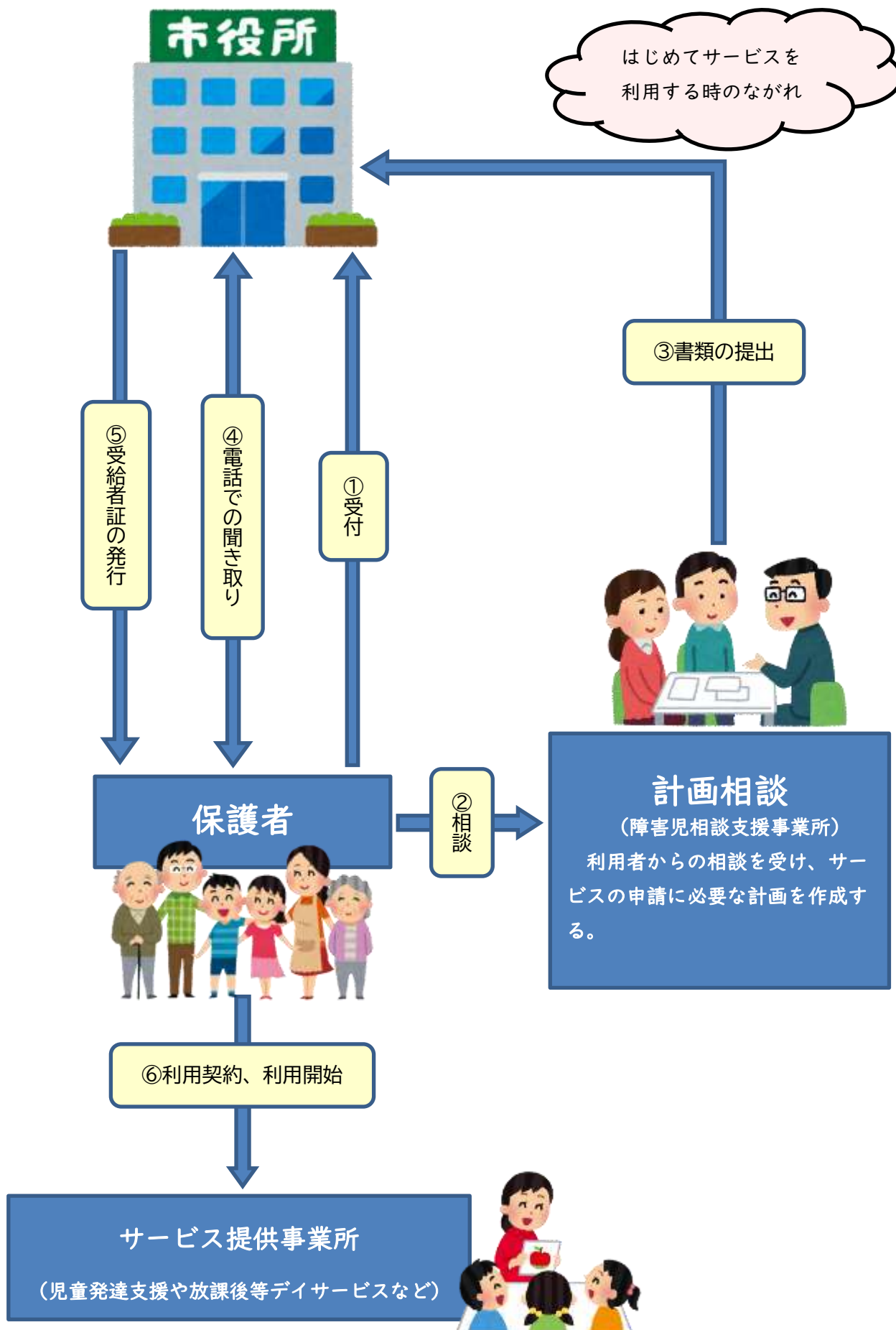
⑤受給者証の発行

聞き取りも済み、申請書や計画、その他必要な書類が市に届いたら、受給者証の発行をします。
※発行には概ね2週間ほどかかります。
※有効期限は利用する、基本は1年ごとの更新です。



⑥利用契約、利用開始

市から受給者証が届いたら、サービス提供事業所に提示し、利用契約をしてください。

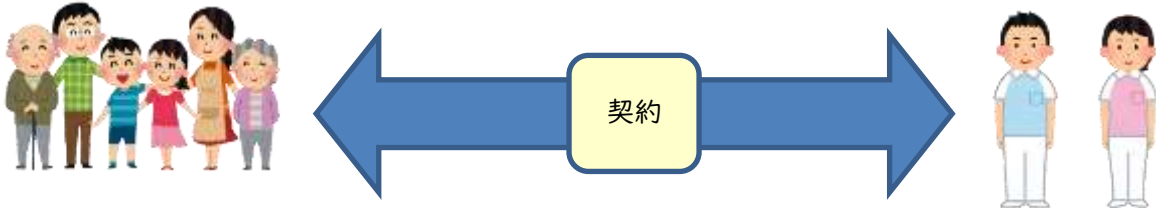


6) 利用する事業所について

行政から指定を受けた事業所であれば、どの事業所とも利用契約可能です。市外や県外の事業所でも利用可能です。

ただし、実際に「ヘルパーが来る」「作業所に通う」という必要があるため、近隣の事業所を利用することが一般的です。

(※市役所は、事業所の紹介や斡旋はできません。)

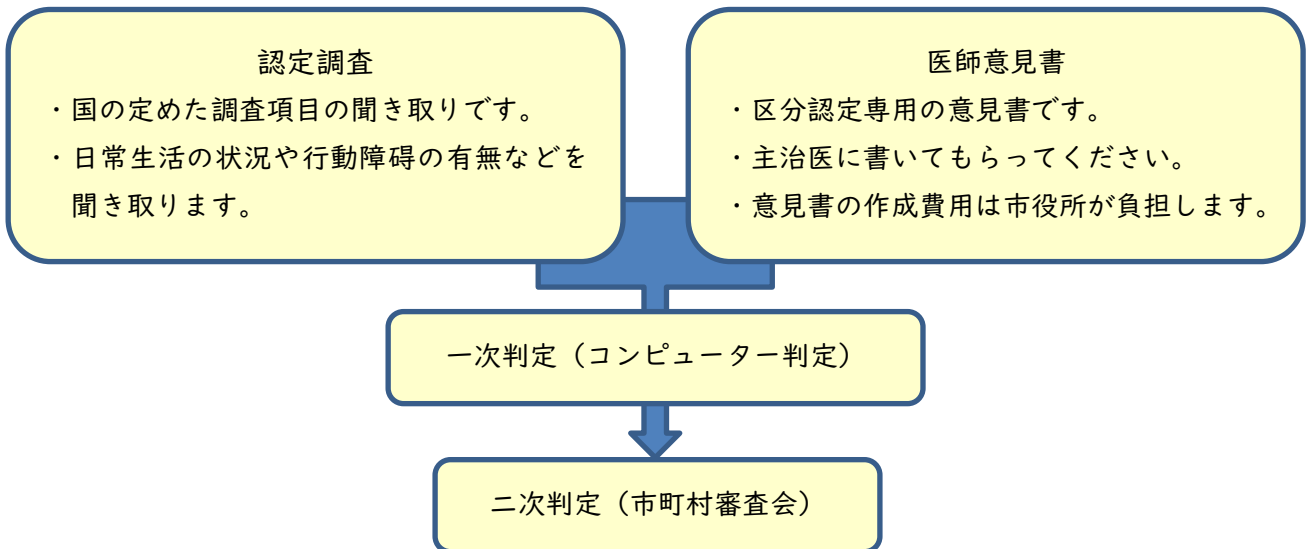


7) 障害支援区分について

障害福祉サービスのうち、ヘルパーや短期入所など介護給付を利用するには、障害支援区分の認定を受ける必要があります。

区分は1～6があり、日常生活の支援の度合いを表すものです。(障碍の軽度・重度を直接判断するものではありません。)

区分の認定は、次のような流れで決定されます。



※障害支援区分の有効期限は最長で3年です。宝塚市では、有効期限の終了月を誕生日に合わせて認定します。

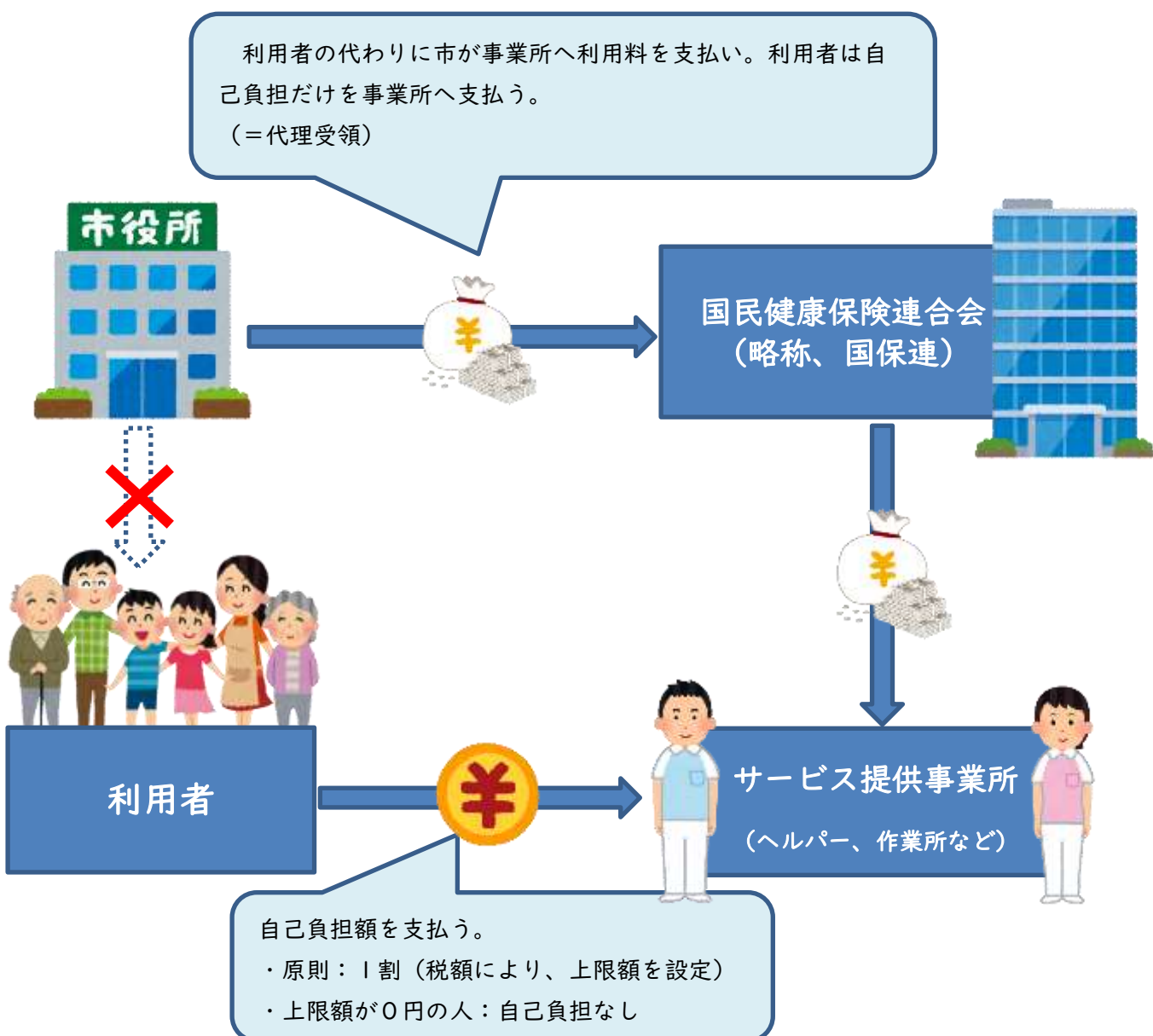
※審査会は月に2回の開催なので、認定にはある程度の期間がかかります。

8) サービスの利用料金について (お金のしくみ)

「ヘルパーさんに来てもらう」「作業所に通う」といったサービスを受けるには費用が発生します。ただし、公的サービスなので9割は行政(市や国・県)が負担し、自己負担は原則1割となります。また、税額に応じて自己負担の上限額が設定されます。市民税がかかっていない人(=非課税や生活保護の人)は、自己負担額が0円になります。

(1) 代理受領について

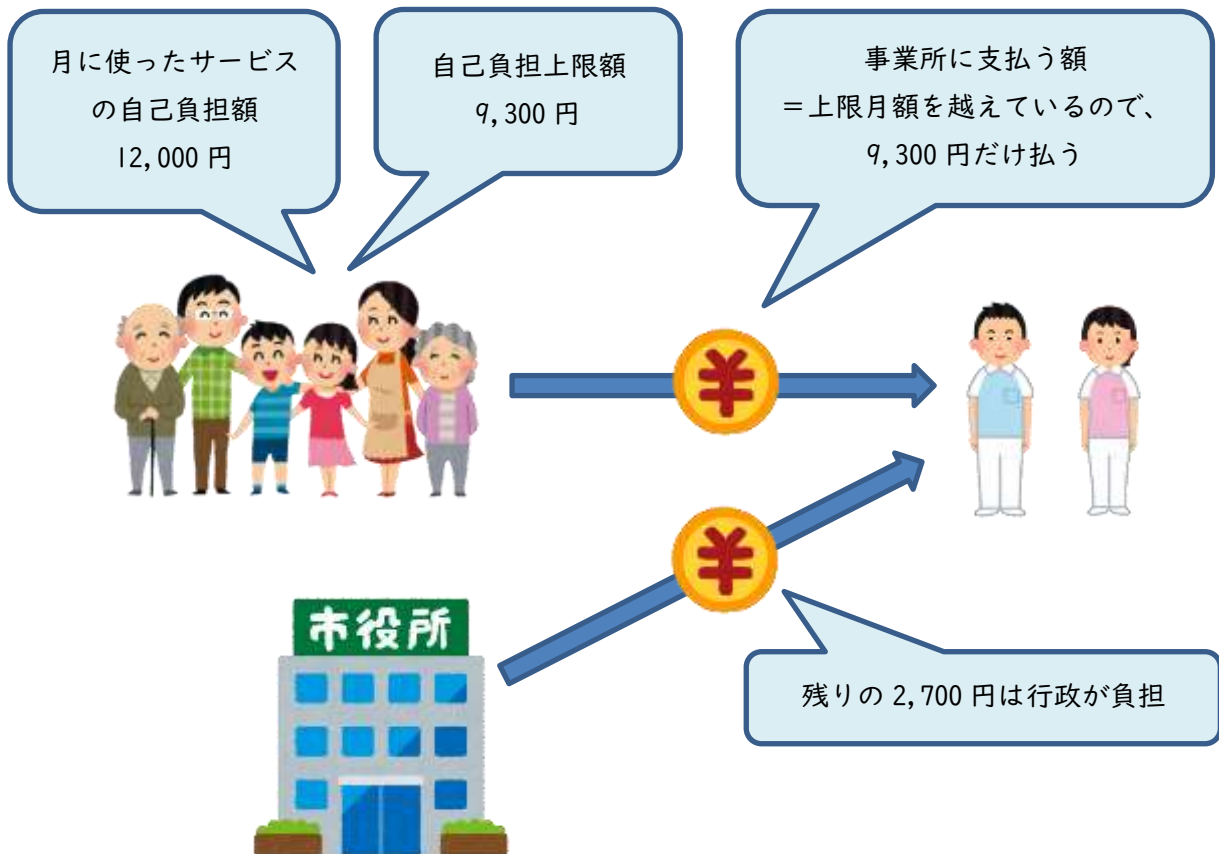
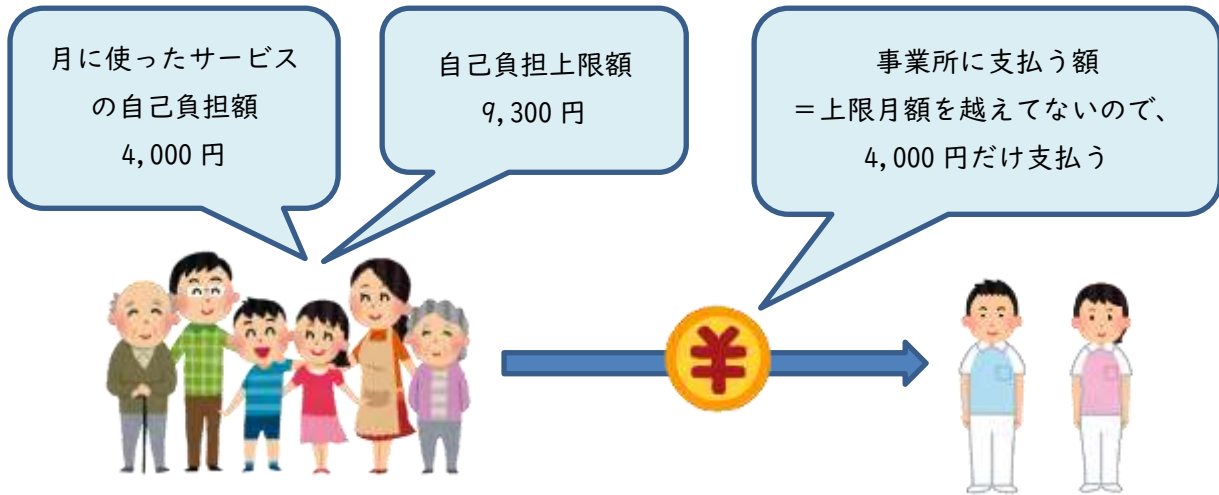
利用者が事業所に支払うべき費用のうち、行政負担分は、利用者の代わりに市が事業所へ支払います。利用者は自己負担額だけを、事業所に支払います。



(2) 自己負担上限月額について

利用したサービスの費用のうち、1割は自己負担となりますが、利用するサービスの種類や年齢、税額に応じて、自己負担額の上限月額が決定されます。

自己負担上限月額は、「月の自己負担は最大でこの額まで」と設定されるものなので、「絶対に毎月この額を支払う」というものではありません。



◎18歳以上の障害者

世帯の範囲：本人及び配偶者

課税区分		自己負担上限額
生活保護又は非課税世帯		0円
市民税所得割額	16万円未満	9,300円
	16万円以上	37,200円

◎18歳以上の障害者（グループホーム）、20歳以上の障害者（施設入所）

世帯の範囲：本人及び配偶者

課税区分		自己負担上限額
生活保護又は非課税世帯		0円
市民税課税（＝住民税かかっている人）		37,200円

◎18～19歳の障害者（施設入所）

世帯の範囲：（原則）住民票上の世帯構成員

課税区分		自己負担上限額
生活保護又は非課税世帯		0円
市民税所得割額	28万円未満	9,300円
	28万円以上	37,200円

◎18歳未満の障害児

世帯の範囲：（原則）住民票上の世帯構成員

課税区分		自己負担上限額
生活保護又は非課税世帯		0円
市民税所得割額	28万円未満	4,600円
	28万円以上	37,200円

（多子軽減について）

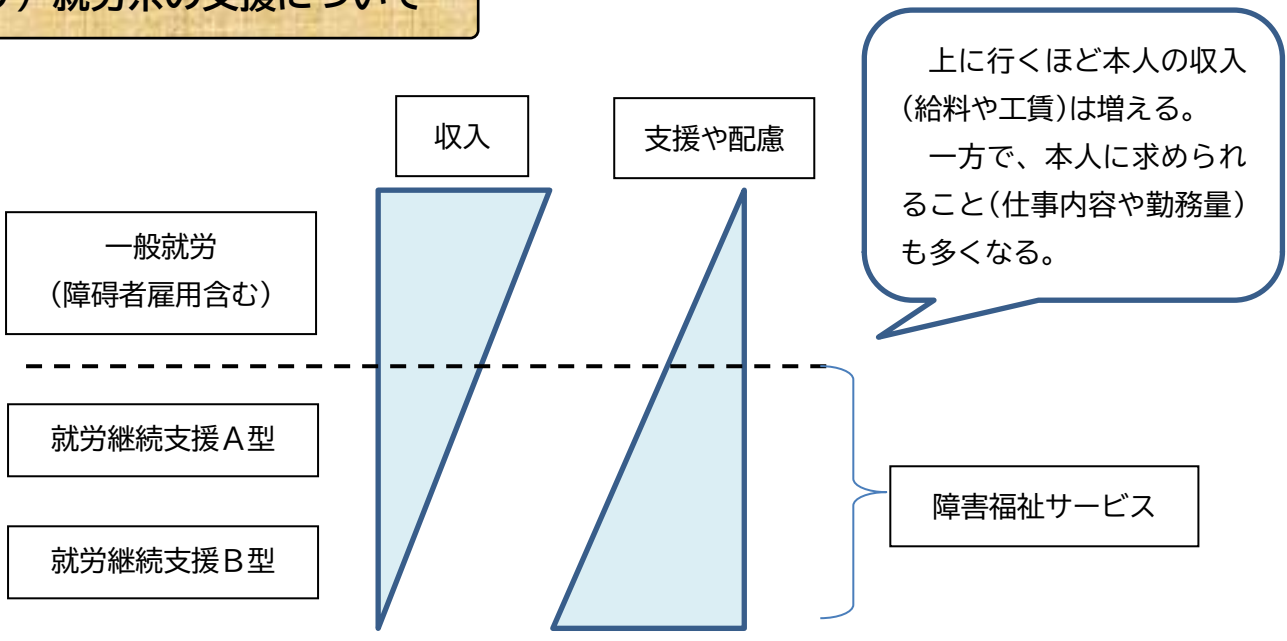
就学前の児童が児童発達支援や保育所等訪問支援を利用する場合で、兄または姉がいて一定の要件を満たす場合は、利用者負担額の軽減を受けられる場合があります。※別途申請が必要です。

（無償化について）

障害児通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービスなど）については、「幼児教育・保育の無償化」の対象となるため、「満3歳になって初めての4月1日から3年間」は、利用者負担が無料になります。

※利用者負担以外の費用（食費等の実費負担分）は無償化の対象外です。

9) 就労系の支援について



就労形態	主な内容
一般就労 (障害者雇用含む)	雇用契約による労働。 行政手続きは発生しない。 障害者雇用枠の場合、障害者手帳の取得が求められる。
就労継続支援A型	障害福祉サービスの一つ。 雇用契約あり。 一般就労に近い形での就労を提供。
就労継続支援B型	障害福祉サービスの一つ。 雇用契約なし。 軽作業などを提供。働く機会の確保や作業訓練などがメイン。

一般就労（障害者雇用を含む）を目指す人の支援

- ◎ある程度の期間、訓練を積んでから就職を目指したい
→障害福祉サービスの「就労移行支援」があります。
※原則2年間の中で、就職に関する訓練を行い、一般就労を目指すサービス。



- ◎訓練は行わずに、今の状態で就職を目指したい。
→障害者雇用など一般企業での就労に関する相談窓口があります。

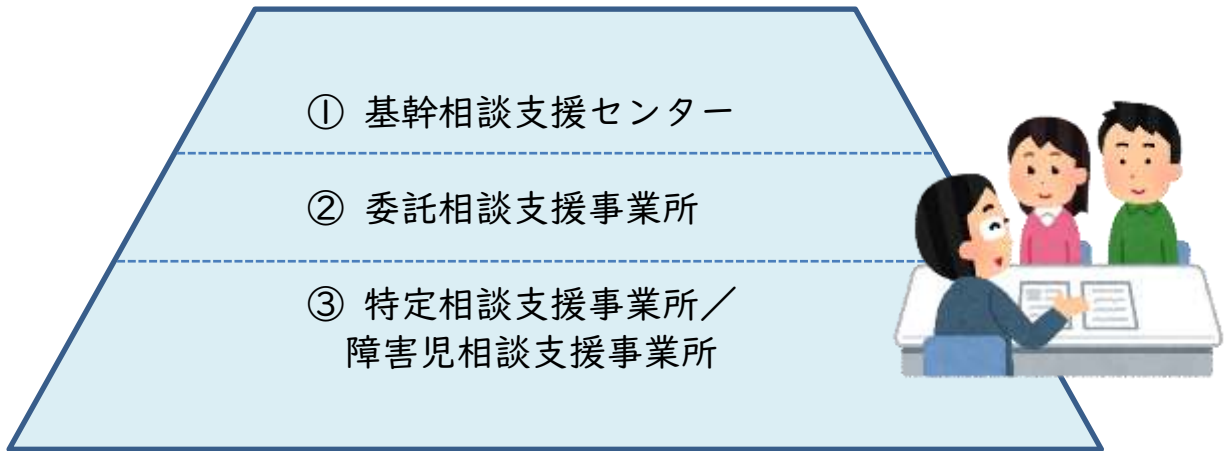
宝塚市障害者就労支援センター Beゆう



※就労に関する相談、就職するための準備の支援、就職後の職場への定着支援など。

10) 相談窓口

宝塚市では、相談支援体制について3層の構造で整備しています。



①基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担います。

相談支援事業所の指導・助言などの後方支援を通じた人材育成や、自立支援協議会の運営を通じた地域づくり担っています。

②委託相談支援事業所

市から委託された相談支援事業所で、地域の身近な相談先として7つの地区ごとに設置しており、障害のある方や家族などからの生活全般に関する相談を受けます。

※高齢者支援における、包括支援センターのような役割です。



今後の生活が色々心配だけど、何から始めたらいいんだろう…



障害のある子どもの今後の生活が心配だけど、どこか相談できないか…

③特定相談支援事業所 / 障害児相談支援事業所

利用者からの相談を聞き、サービスを利用するための計画を作成します。

※高齢者支援における、介護保険のケアマネジャーのような役割です。



福祉サービスを使いたいから、計画の作成をお願いしたい。